

中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力開発促進指導事業）の概要

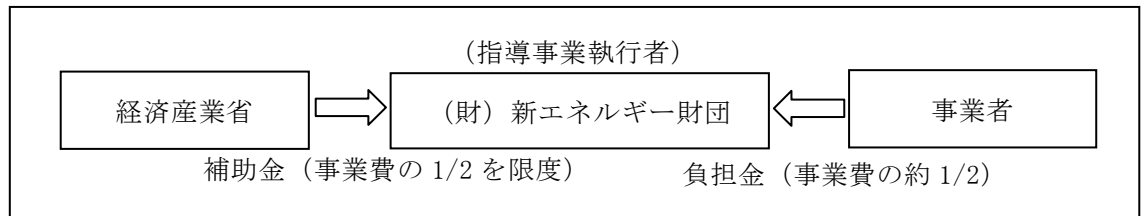
1. 制度の目的

水力発電地点の開発計画を推進するにあたって、開発主体の育成、強化を図るため、その計画・調査に要する費用の一部に対して補助し、中小水力の開発を促進するものである。

2. 事業計画

公営電気事業者、その他卸供給事業者及び自家用発電設置者が、至近年に水力開発を希望しているもので、(財)新エネルギー財団が指導することにより、開発促進が図られるものを対象とする。

- ① 補助金交付先 (財)新エネルギー財団
- ② 補助率 2分の1を限度とする。
- ③ 制度のスキーム 下図のとおり。



3. 補助対象の事業

(1) 事業者：次のいずれかに該当する指導事業

- ① 水力発電施設の設置により、新規に卸供給事業を営もうとする者に対する指導
- ② 相当期間水力発電施設の設置又は改造の実績がなく、(財)新エネルギー財団が指導することで開発が促進されると認められる者に対する指導
- ③ 高度な技術が必要とされる開発計画を行おうとする者に対する指導
- ④ その他、経済産業大臣が特に必要と認める者に対する指導

(2) 発電規模：揚水式を除く一般水力発電の

- ① 増加する出力が50,000kW以下の水力発電施設の設置又は改造のための調査
- ② 出力の変更を伴わないが、発電電力量のみが増加する出力50,000kW以下の水力発電施設の改造のための調査

4. 指導事業の内容

当該発電計画に伴う既調査の有無及びその内容並びに調査の疎密度等により必要に応じて概略設計、基本設計及び実施設計に区分し、以下の検討を行う。

- (1) 水路ルートを選定
- (2) 取水口地点流量等流量資料の整理
- (3) 使用水量の決定と電力量の算定
- (4) 主要構造物の設計
- (5) 水車、発電機器の選定
- (6) 計画諸元の算出、関連の現地調査
- (7) 施工計画と工事工程
- (8) 工事費の積算と経済性評価
- (9) 経営計画
- (10) その他高度な技術調査に関する検討

5. 指導事業の申込み手続き

指導事業を希望する事業者は、指導事業適用申込書1通を(財)新エネルギー財団に提出する。申込み期間は下記のとおり。

- (1) 3月1日～3月19日
- (2) 上記(1)の期間以降については、随時受付

※ ただし、(1)の期間に指導事業費補助金申請額が当該年度の予算に達しなかった場合のみに限る。

6. 適用する関連法令

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（法律第179号、昭和30年8月27日）
- (2) 同上施行令（政令第255号、昭和30年9月26日）
- (3) 中小水力・地熱発電開発費等補助金（中小水力開発促進指導事業）交付要綱
(平成21年3月18日、財資第3号)

中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力開発促進指導事業) フロー

